

巻末資料

本計画の補足資料として、以下の内容を巻末資料として整理しました。また、本計画を策定するうえでの基本的な情報となる「本市の現状整理」や「市民意向の把握」に関する資料は参考資料編として別冊での整理としました。参考資料編は本市ウェブサイト又は以下 QR コードより確認できます。

< 巻末資料 >

- 1 朝霞市都市計画マスタープラン策定に至る過程
- 2 用語集

< 参考資料編（別冊） >

- I 本市の現状
- II 20 年間にけるまちの変化
- III 前期計画の検証
- IV 市民意向の把握
- V 地域別カルテ

※参考資料編は右記 QR コード
より確認できます

QR
(作成中)

1 朝霞市都市計画マスタープラン策定に至る過程

本計画は、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの期間で、策定に向けた検討を行いました。策定にあたっては、2つの会議体「都市計画審議会」と「庁内検討委員会」にて、策定内容の確認・調整・検討を行いました。以下に2つの会議体の経緯を整理します。

(1) 都市計画審議会

1) 都市計画審議会条例

○朝霞市都市計画審議会条例

昭和44年10月1日条例第27号

改正

昭和50年6月30日条例第16号

平成12年3月21日条例第29号

平成26年3月31日条例第6号

朝霞市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、朝霞市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登録された市民
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱又は任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 従前の朝霞市都市計画審議会条例(昭和30年朝霞市条例第27号)は、廃止する。

附 則(昭和50年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2) 都市計画審議会委員名簿

役職名	区分	氏名	略歴	備考
委員長	2号委員	須永 大介	学識を有する者（麗澤大学准教授）	
委員	1号委員	須田 義博	市議会議員	第1回～第2回
		兼本 尚昌	市議会議員	第3回～
		田原 亮	市議会議員	
		原田 公成	市議会議員	第1回～第2回
		外山 麻貴	市議会議員	第3回～
		駒牧 容子	市議会議員	
		田辺 淳	市議会議員	
	2号委員	川端 登	学識を有する者（朝霞市商工会理事）	第1回～第2回
		前田 敏		第3回～
		高橋 隆	学識を有する者（朝霞市農業委員会会長）	
		松村 隆	学識を有する者（朝霞市環境審議会会長）	
		大橋 純	学識を有する者（埼玉建築士会県南支部長）	
	3号委員	小川 裕嗣	関係行政機関（朝霞県土整備事務所）	第1回～第6回
		田中 久義		第7回～
		村上 崇	関係行政機関（朝霞警察署）	第1回～第6回
		六平 一良		第7回～
	4号委員	岡田 一成	公募市民	第1回～第2回
		宮崎 葉瑠花	公募市民	第1回～第2回
		高橋 邦彦	公募市民	第3回～
		寺川 智子	公募市民	第3回～
臨時委員		大貫 利巳	内間木地域	
		鈴木 幸夫	北部地域	
		葭原 克浩	西部地域	
		神谷 武志	南部地域	
		森部 由紀子	東部地域	
		渡辺 淳史	社会福祉協議会	
		松尾 哲	自治体連合会	
		小嶋 文	埼玉大学准教授	

3) 都市計画審議会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	令和5（2023）年 11月29日 15：00～	・ 検討体制について ・ 策定スケジュールについて
第2回	令和6（2024）年 2月14日 15：00～	・ 都市計画マスタープラン策定の目的 ・ 今後のスケジュール ・ 総合計画との連携方法 ・ 地域区分の考え方 ・ 合意形成プロセス
第3回	令和6（2024）年 7月2日 14：00～	・ 現行計画の策定時からの変化の把握（現状整理） ・ 市民アンケート調査結果 ・ 次期計画の構成とテーマの設定 ・ 全体構想策定に伴う合意形成プロセス
第4回	令和6（2024）年 10月2日 14：30～	・ あさかまちづくりサロンの実施報告 ・ 全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ
第5回	令和6（2024）年 12月23日 14：00～	・ 全体構想の見取り図 ・ 全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ ・ 将来像の実現するためのまちづくりのテーマの課題と取組の柱
第6回	令和7（2025）年 3月12日 14：00～	・ まちづくりのテーマの目標とその実現に向けた取組（案） ・ あさかまちづくりサロン（地域版）の企画書
第7回	令和7（2025）年 5月16日 14：00～	・ 次期計画の将来像と将来都市構造、テーマ別方針図 ・ あさかまちづくりサロン（地域版）の実施報告
第8回	令和7（2025）年 7月8日 14：00～	・ 地域別構想の検討の進め方 ・ あさかまちづくりサロン（地域版）の実施報告・
第9回	令和7（2025）年 8月25日 14：00～	・ テーマ【安全・安心】に対する地域の取組検討 ・ テーマ【自然・環境】に対する地域の取組検討 ・ テーマ【快適な移動】に対する地域の取組検討
第10回	令和7（2025）年 10月27日 14：00～	・ 前回の修正資料 ・ テーマ【にぎわい・活力】に対する地域の取組検討 ・ テーマ【私らしい暮らし】に対する地域の取組検討 ・ 地域別将来像と方針図の検討
第11回	令和7（2025）年 12月24日 14：00～	・ 計画の推進に向けて ・ 次期計画（素案）について
第12回	令和8（2026）年 〇月〇日 〇〇：00～	・ 市民コメントの意見に対する対応 ・ 次期計画（案）について

(2) 庁内検討委員会

1) 庁内検討委員会設置要綱

○朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱

平成25年10月1日要綱

改正

平成26年4月1日
平成30年3月28日要綱第38号
令和3年3月15日要綱第34号
令和5年6月16日要綱第82号
令和6年1月9日要綱第1号

朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 朝霞市都市計画マスタープランを策定するため、必要な事項を検討するため、朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は都市建設部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを決める。

3 委員は、別表に掲げる都市計画・まちづくり等に関連する関係部署の所属長等をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命した日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の委員長となり、議事を整理する。

3 委員が委員会に出席できないときは、委員が指名した者を会議に出席させることができる。

4 委員長は、委員会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(報告)

第7条 委員長は、検討結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日要綱第38号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日要綱第34号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月16日要綱第82号)

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

附 則(令和6年1月9日要綱第1号)

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

2) 庁内検討委員会名簿

役職名	職名
委員長	都市建設部長
委員	市長公室次長
	政策企画課長
	シティ・プロモーション課長
	副審議監
	危機管理室長
	総務部次長
	財政課長
	財産管理課長
	デジタル推進課長
	市民環境部次長
	地域づくり支援課長
	産業振興課長
	環境推進課長
	資源リサイクル課長
	福祉部次長
	福祉相談課長
	生活援護課長
	障害福祉課長
	長寿はつらつ課長
	こども・健康部次長
	こども未来課長
	保育課長
	健康づくり課長
	都市建設部次長
	まちづくり推進課長
	開発建築課長
	みどり公園課長
	道路整備課長
	上下水道部次長
	上下水道総務課長
	水道施設課長
	下水道施設課長
	学校教育部次長
	教育総務課長
	教育管理課長
	生涯学習部次長
	生涯学習・スポーツ課長
	文化財課長
	中央公民館長

3) 庁内検討委員会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	令和6（2024）年 1月25日10：00～	・都市計画マスタープラン策定の目的 ・今後のスケジュール ・総合計画との連携方法 ・地域区分の考え方 ・合意形成プロセス
第2回	令和6（2024）年 6月11日15：00～	・現行計画の策定時からの変化の把握（現状整理） ・市民アンケート調査結果 ・次期計画の構成とテーマの設定 ・全体構想策定に伴う合意形成プロセス
第3回	令和6（2024）年 9月3日10：00～	・あさかまちづくりサロンの実施報告 ・全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ
第4回	令和6（2024）年 11月25日15：00～	・全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ ・将来像の実現するためのまちづくりのテーマの課題と取組の柱
第5回	令和7（2025）年 2月14日10：00～	・まちづくりのテーマの目標と取組の柱 ・あさかまちづくりサロン（地域版）の企画書
第6回	令和7（2025）年 4月25日13：30～	・次期計画の将来像と将来都市構造、テーマ別方針図 ・あさかまちづくりサロン（地域版）の実施状況
第7回	令和7（2025）年 6月24日10：00～	・あさかまちづくりサロン（地域版）実施結果 ・地域別構想の検討
第8回	令和7（2025）年 9月30日10：00～	・地域別構想の検討 ・地域別構想の検討を踏まえた全体構想への反映
第9回	令和7（2025）年 12月4日11：00～	・地域別構想における地域の方針と取組 ・計画の推進に向けて ・次期計画（素案）について
第10回	令和8（2026）年 〇月〇日00：00～	・市民コメントの意見に対する対応 ・次期計画（案）について

2 用語集

用語	解説
あ行	
アイレベル	まちに開かれた1階のこと。国土交通省が推進する「居心地がよく歩きたくなるまちなか」のアイレベルの形成イメージでは「歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで見えたと、人は歩いて楽しくなる。」と示されている。
アダプト制度	きれいな地域をつくるために、道路や公園、水辺などの身近な公共スペースを、市民が自分たちの財産として、ボランティアによる清掃活動を行うことに対して、市が支援する制度のこと。
アンダーパス	掘り下げ式の立体交差道路のこと。
インフラ	道路、鉄道、河川、上下水道、公園、その他の公共施設等、都市を支える社会基盤のこと。
ウェルビーイング (Well-being)	個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
ウォーカブル	「歩く」を意味する「Walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」といった意味でつかわれる。国土交通省では「居心地が良く歩きたくなるまち」として、道路空間を車中心から「人中心」の空間に転換し、多様な人々の交流の場を形成することで、都市の魅力を向上させる取組を推進している。
延焼クラスター	地震に伴う火災が、消防活動が全く行われずに放置された場合の延焼範囲のこと。
オープンスペース	道路、公園、広場、河川、農地などの建物によって覆われていない土地や空間のこと。
か行	
カーボンニュートラル宣言	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを目指す宣言のこと。政府は令和32(2050)年までの実現を目指しており、本市ははじめ全国自治体で脱炭素社会実現に向けた取組を進めている。

用語	解説
街区公園	主として、街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で、1 か所当たり面積 0.25ha を標準として配置するもの。
回遊性	ある一定の区域内を一巡するように移動できること。
家屋倒壊等氾濫想定区域	川が氾濫した場合に、あふれた水や川岸の浸食により、家屋が倒壊・流出する恐れのある区域のこと。
ガバメントクラウドファンディング	自治体がふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングのこと。自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄付金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人から寄付を募る仕組み。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和を図ることを目的とする緑地で、郊外、災害発生源地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に配置するもの。
幹線道路	主要な地点を結ぶ、道路網の骨格を形成する道路のこと。
官民連携	行政（官）と民間企業（民）がパートナーシップを結ぶ、それぞれの強み（民間のノウハウ、技術、資金等）を生かして公共サービスの提供や社会資本整備を行う仕組みのこと。
旧暫定逆線引き地区	「暫定逆線引き」は、農地等が残り、当分の間、市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したままいったん市街化調整区域（逆線引き）に編入し、その後、土地地区画整理事業等の計画的な整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入するとした地区。昭和 59（1984）年から平成 15（2003）年まで運用していた埼玉県独自の制度で、廃止となったため、「旧暫定逆線引き地区」という。
狭あい道路	建築基準法において必要とされる幅員 4 m に満たない道路のこと。
協働	市民同士、あるいは市民と行政などがそれぞれの役割分担の下に、目的を共有し、協力・協調する取組のこと。
緊急輸送道路	災害時の緊急輸送や応急活動を担う防災拠点等を結ぶ輸送ネットワークとして、道路管理者が指定する道路のこと。

用語	解説
近隣公園	主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1か所を誘致圏500mの範囲内で、1か所当たり面積2.0haを基準として配置するもの。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、CO2吸収源対策、生態系の保全、雨水の貯留・新党等による防災・減災など様々な地域課題の解決に寄与する取組のこと。
グリーントレイルマップ	河川、公園、樹林地などの自然環境（みどり）をつないだ散策路や歩行者ネットワーク（トレイル）を可視化した地図のこと。
景観協定	建築や緑化、屋外広告物等についてのきめ細やかなルールを住民が自ら取り決め、お互いに守り合っていくことで、地域のより良い景観の維持・増進に役立つ、自主的な規制を行うことができる制度のこと。
景観づくり重点地区	景観計画区域内において、地域の特性を生かした良好な景観の形成を重点的に図る地区のこと。本市では「本市のシンボルとなる景観づくりを先導的に進める必要がある地区」、「本市の特徴的な自然や歴史・文化をあらわす良好な景観づくりを進める必要がある地区」を指定基準としている。
ゲリラ豪雨	局地的に短時間で降る激しい豪雨のこと。ゲリラ豪雨は規模が小さく、突発的かつ散発的に行うため、事前に予測することが難しいといわれている。
健康寿命	平均寿命のうち、心身ともに自立し、健康的に生活できる年齢のこと。
減災	災害の被害を軽減すること。
建築協定	住宅地としての環境または商店街としての利便性を維持増進するために土地の所有者等が敷地、構造、高さ、用途等について建築基準法で定められている基準に対して附加する基準を定めることができる協定のこと。
広域サービス	市民全体の暮らしを支えるサービスを提供する都市機能のこと。

用語	解説
公共公益施設	公共施設と公益施設の総称。公共施設とは、道路、公園、下水道などの都市の骨格を形成する施設のこと。公益施設とは、医療・福祉施設、鉄道施設、教育施設など市民生活に必要なサービス施設のこと。
公共交通空白地区	道路幅員等の物理的な要因等によりバスなどの公共交通サービスが届かない地域のこと。
交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他の交通機関に乗り換えるための駅前広場のように交通動線が集中する箇所のこと。
コミュニティバス	市内循環バス（わくわく号）は、市民生活の利便性向上を図るため、市役所をはじめ、主な公共施設、朝霞駅、北朝霞・朝霞台駅を結ぶ路線バスで、平成6（1994）年から運行している。
コワーキングスペース	さまざまな所属やバックグラウンドを持つ人々が共に働く場所のこと。オフィススペースや会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める方針で、国土交通省「国土のグランドデザイン 2050」の中の一案。
さ行	
財政力指数 ※参考資料集に記載の用語	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。一般的には財政力が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財政に余裕があるといえる。
シェアサイクル	自転車を共同利用する交通システムのことで、利用者はどこかの拠点（ポート）からでも借り出して、好きなポートで返却ができる都市交通手段のこと。
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

用語	解説
市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域のこと。宅地造成などの開発は原則として制限される。
市街地整備	土地区画整理事業や市街地再開発事業で、都市の再生や再構築を推進し、安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる市街地の整備に取り組むこと。
自助・共助	災害時に自分自身（自助）、地域やコミュニティ（共助）がそれぞれ役割を分担し、連携して被害を最小限に抑えるための防災・減災の基本的な考え方のこと。
持続可能なまちづくり	誰もが安全・安心に暮らせ、環境に配慮し、災害にも強く、将来にわたって発展し続けられるまちづくりを行うこと。
自転車専用通行帯	道路標識等により、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定したもののこと。
斜面林	武蔵野台地および荒川低地の間にある崖や斜面など地形差の生じている部分に残されている緑のこと。
住宅密集地	埼玉県では、「老朽化した木造の住宅等が密集している」や「狭い道路や袋状道路が多い」、「公園などの公共施設が不十分」、「敷地面積が狭小」の特徴を有する比較的小規模な区域を住宅密集地と定義している。この住宅密集地には、大規模地震を起因とする火災の延焼や、火災時の道路閉塞により避難や消火活動が困難になるなど、防災上の課題が存在する。
浚渫（しゅんせつ）	川底の土砂等の掘り上げにより、大雨時の河川氾濫の防止だけでなく、川の水質改善等の効果が期待できる取組のこと。
省エネ	エネルギーの無駄を省いて効率的に使う取組の総称のこと。
浸水想定区域	水防法に基づき、河川の氾濫等によって想定し得る最大規模の降雨が発生した際に浸水が想定される区域のこと。
シンボルロード	米軍基地（キャンプ朝霞）として使用されていた広大な敷地の一部を、いつでも人が憩い、集え、まちに新たな活力とにぎわいをもたらす緑の道として令和2（2020）年に整備したもの（幅員30メートル×延長約680メートル、面積約2.0ヘクタール）。

用語	解説
スタートアップ	先進的な技術やアイデアに強みに、ゼロから市場やビジネスモデル創出に挑戦する成長速度の速い企業やプロジェクトのことを指す。
ストック	蓄えのこと。まちづくりにおいては、既存の建物やインフラ等を指す。
生活サービス	広域サービスと地域サービスを合わせた総称のこと。
生活道路	日常生活を送るうえで密接なかかわりをもつ道路のこと。
生産緑地	市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図るもの。なお、生産緑地に指定を受けると、原則、農地等としての管理を 30 年間継続することが義務付けられる。
線引き ※参考資料編に記載の用語	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める方針に即し、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分のこと。
創エネ	主として電気を自ら作る取り組みの総称。
ゾーン 30	生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域（ゾーン）を定めて時速 30km の速度制限を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における自動車の走行速度や通り抜けの抑制を図ることを目的としている。
ゾーン 30 プラス	生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度 30km/h の区域規制「ゾーン 30」とハンプ等物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン 30 プラス」として設定し、道路管理者と警察が連携しながら整備を進めている。
た行	
地域公共交通	地域住民の日常生活や社会生活における移動、観光客など当該地域を来訪する人の移動のための移動手段として利用される公共交通機関のこと。
地域サービス	日用品や生鮮食品を販売する店舗や子育て支援施設、診療所等日常的なサービスを提供する都市機能のこと。

用語	解説
地域資源	その地域に存在する自然、歴史・文化、産業など地域固有の価値を持つ要素の総称。
地区計画	都市計画法に基づき、地区の将来に向けてのまちづくりの方向性を定めるとともに、地区内で建物を建築したり開発等をする場合に守らなくてはならない地区独自のルールを定めた計画のこと。
地区公園	主として、徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1地区当たり1か所を誘致距離1kmの範囲内で、1か所当たり面積4haを標準として配置する。また、都市計画区域外の地域生活環境の向上を図ることを目的として設けられる公園(特定地区公園)においては、地域の状況に応じ1か所当たり面積4.0haを標準として配置する。
治水対策	河道の整備、調節池や放水路・排水機場の建設などにより洪水時に河川の水を安全に流下させる河川対策や流域に降った雨が短時間で河川に流出しないように、新たな開発地に調整池を整備したり、雨水を一時的に貯留する施設を整備したりする流域対策。
特別緑地保全地区	都市緑地法第12条に基づき指定される緑地であり、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築物・工作物の新築や改築、宅地造成、樹木の伐採などの行為を制限することにより、現状の緑地を保全する制度のこと。
都市機能	行政、医療、福祉、子育て支援、教育文化、商業などの都市の生活を支える機能のこと。
都市基盤	都市における社会的・経済的活動を支える施設の総称で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等の都市の根幹をなす公共施設のこと。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画のこと。
都市計画区域	都市計画を定める範囲であり、無秩序な市街化を防止し、良好な市街地を図るため、都市計画法に基づき決定される区域のこと。市街化区域と市街化調整区域に区分される。

用語	解説
都市計画道路	都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画で決定された道路をいう。一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。
都市計画マスタープラン	本市の都市計画に関する基本的な方針を定める法定計画で、市全体や地域ごとの将来の姿を描くもの。本市が定める土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、良好な景観やみどりの保全・創出等に関する計画の決定・変更の指針となるだけでなく、市民や企業等の皆さんとともにまちづくりを進めていくための重要な計画となる。
都市農地	市街化区域内に残された農地のこと。
土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域のこと。
土砂災害特別警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業のこと。区域内の土地を換地（交換・分合）し、土地所有者等から土地を減歩（一部を提供）してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として整備し、宅地を整形化して土地利用増進を図る。
土地利用	土地は、現在及び将来における「まち」のために限られた資源であるとともに、生活や産業等を通じて行う諸活動の共通の基盤であるという考え方に基づいて、安全で快適な暮らしやすい「まち」をつくるために、地域の自然環境の保全や、住宅地、商業地、工業地等の利用目的に配慮して土地の使い方を定めること、または土地の使い方の状況をいう。
な行	
内水氾濫	雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれること。
ネーミングライツ	市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法のこと。ネーミングライツにより市が得た対価については、基本的に施設の運営・管理に役立てる。

用語	解説
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。近年では、床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面に限らず、社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられる。
避難経路	災害や火災などの緊急時に安全な場所へ迅速に避難するための経路のこと。
避難場所	地震、火災、水害などの災害時に住民が避難することのできる安全な場所で、学校、公民館などの公共施設や、公園、緑地などの公共空地が指定されている。
フェーズフリー	身のまわりにあるモノやサービスを、日常時はもちろん、非常時にも役立つようにデザインしようという考え方のこと。
防火地域・準防火地域	都市計画法に定める地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、建築物を構造面から規制する地域のこと。主に商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地やその周辺地において指定される。
防災	地震や水害などの自然災害に備えること。
ポケットパーク	僅かなスペースを活用し、都市環境の改善や憩いの場の創出などを目的に整備される小さな公共空間のこと。
歩行者利便増進道路	賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、令和2年に創設された制度のこと。道路管理者が歩行者利便増進道路の指定を行い、歩道等の中に歩行者空間を確保しながら、歩行者の利便増進を図る空間として利便増進誘導区域を定めることで、テーブルやイス、イベントなど多様な道路空間の活用が可能となる。
ま行	
まちなかベンチ	まちなかの歩道や空きスペースなどに設置され、誰もが気軽に休憩したり、交流したりできるベンチのこと。

用語	解説
みどり	わたしたちの生活を豊かにする環境全体を「みどり」と呼ぶ。この「みどり」は単なる植物だけを指すのではなく、田畑（農地）や水辺・公園、そして公園といった緑地や広場などが一緒になって構成された環境を意味する。さらに学校のグラウンドや、個人の家の庭などの植栽地も含む。
無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による 電線類地中化や、表通りからみえないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。近年、国土交通省では、「防災」、「安全・快適」、「景観・観光」の観点から、積極的に無電柱化を推進している。
モビリティ	人やモノの移動手段を空間的に移動させる能力のこと。
や行	
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。
用途地域	都市の中を区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態（建ぺい率、容積率等）を定める制度のこと。 住宅地、商業地、工業地など種類の異なる土地利用が混在すると、相互に生活環境や業務の利便性に支障を来すことから、それぞれの土地利用にふさわしい環境を保ち、また効率的に活動できるようにするために定められる。
要配慮者利用施設	自立的移動が困難、または危険性の認識が困難なことを要因として、避難において特別な配慮（事前避難等）を要する者（高齢者、障害者、乳幼児、病気療養者等）が集団で入所・通所・入院等している社会福祉施設や医療施設等をいう。
ら行	
ライフスタイル	個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えてその人の独自性を示す際に用いられる。
ライフライン	電気、ガス、上下水道、電話等、市民生活や産業活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設の総称のこと。

用語	解説
リビングラボ	生活空間（Living）と、実験室（Lab）を組み合わせた造語で、社会課題の解決や、新しい価値を生み出すために、市民・企業・行政が「共創する」ことに軸を置いた方法論。
ローカルビジネス	特定の地域に根差し、その地域住民を主な顧客として商品やサービスを提供するビジネスのこと。
英数字	
A I	Artificial Intelligence の略称で、人工知能のこと。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理技術。
D I D ※参考資料編に記載の用語	国勢調査基本単位区等を基準として、原則として人口密度が1 km ² 当たり 4,000 人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000 人以上となる地区を指す。
D X	デジタル技術を活用して、ビジネスや生活をより良いものに変革すること。単に I T 技術を導入するだけでなく、業務プロセスや組織文化などを含めた全体的な変革を目指す取組のことをいう。
G I S	地理情報システム（GIS：Geographic Information System）は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。
G X	産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す取り組みのこと。
I C T	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術一般の総称。
N P O	Non Profit Organization または Not for Profit Organization の略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

用語	解説
Q o L	“Quality Of Life” の略語で、日本語では「生活の質」や「人生の質」などと訳されている。人が生きていく上での満足度を表すものであり、どれだけ人間らしく、自分らしく過ごせているか、自分の人生に対してどれほど幸せを感じているか、といったことを尺度として捉える概念であり、ウェルビーイングの考え方とも共通している。
S N S	Social Networking Service の略称。一般に、インターネットを介し、登録された利用者同士が交流できるサービスのことを指す。
P a r k-P F I	都市公園において、飲食店、売店などの公園利用者の利便性向上に資する公募対象公園施設（特定公園施設）の設置・管理を行う民間事業者を、公募により選定する仕組みこと。この事業者は、施設から得られる収益を、公園全体の園路、広場、植栽などの特定公園施設の整備や管理に還元する。
P D C Aサイクル	Plan（計画）、Do(実行)、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の頭文字をとったもので、計画をたて、実行し、検証を行ったうえで改善・対策を練るプロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めるための概念のこと。
P P P/P F I	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。PFI（Private Finance Initiative）は、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法のこと。